

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月3日

【会社名】 株式会社ノア

【英訳名】 NOAH CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 溝 邊 乃 利 雄

【本店の所在の場所】 東京都港区芝三丁目31番2号

【電話番号】 03-6891-6500（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 北 山 智 康

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝三丁目31番2号

【電話番号】 03-6891-6500（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 北 山 智 康

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 2,740,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
51,740,000円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	20,000個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	2,740,000円
発行価額	新株予約権1個につき137円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成23年6月30日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ノア 管理本部 東京都港区芝三丁目31番2号
払込期日	平成23年6月30日
割当日	平成23年6月30日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 恵比寿支店

- (注) 1 第5回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成23年6月3日開催の当社取締役会決議において、平成23年6月29日開催予定の臨時株主総会において、新規に行う本新株予約権発行についての議案の承認が得られることを条件として、当該取締役会の決議が行われております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ノア 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式当社定款に単元株式数の定めはありません。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、1株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として20,000株とする。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、2,450円とする。但し、行使価額は下記第3項の定めるところに従い調整されるものとする。</p>

3. 行使価格の調整

- (1) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{1株あたりの} \times \text{交付株式数} \times \text{払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当をする場合

調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当のための基準日(無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当の場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利のすべてが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを準用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき、

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき、

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	49,000,000円 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、行使請求に係る上記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の割当株式数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年1月1日から平成28年6月30日までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ノア 管理部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・各本新株予約権の一部行使はできない。 ・新株予約権を相続の対象とすることはできない。 ・新株予約権を質権その他の担保権の目的とすることはできない。 ・新株予約権は下記強制取得条件が付されている。 <p>新株予約権者は、当社株式が(ア)に定める「強制取得条件判定期間」の間、市場価格の終値において一度でも(イ)に定める「強制取得条件判定水準」を下回った場合、(ウ)に定める「強制取得条件価格」により新株予約権者に割当られた新株予約権を行使し、目的となる普通株式のすべてを買取らなければならない。但し、行使価額が調整された場合は当該調整に従い、(イ)乃至(ウ)の価額も当該調整を反映した価額とするものとする。また、新株予約権者が強制取得を行う場合、強制取得条件価格の総額の払込期日は、当該強制取得を行うことが確定した日の1ヶ月後までとする。但し、当社新株予約権者と当社が事前に同意する場合は、当該期日を変更することができる。</p> <p>(ア)強制取得条件判定期間は、平成24年1月1日から平成28年6月30日までの期間とする。</p> <p>(イ)強制取得条件判定水準 行使価額に0.33を乗じた額(小数点未満は切り上げる)とする。</p> <p>(ウ)強制取得条件価格 (イ)を算定する基となる行使価額とする。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、下記(ア)乃至(オ)の各議案が当社取締役で承認可決された場合、または、(オ)乃至(カ)の場合は、当社の取締役会が定める取得日において、新株予約権者の本新株予約権を取得日時時点の公正価格で取得することができる。</p> <p>(ア)当社が消滅会社となる合併の議案。</p> <p>(イ)当社が分割会社となる吸収分割または新設分割の議案。</p> <p>(ウ)当社が完全子会社となる株式交換または株式移転の議案。</p> <p>(エ)当社が発行する全部の株式について、譲渡制限を設けまたは株主総会決議により特定の種類株式の全部を取得できる旨の定款変更の議案。</p> <p>(オ)新株予約権者が新株予約権引受契約に違反した場合。</p> <p>(カ)当社取締役会が必要と判断した場合。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注)1 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、所定の行使請求書に必要事項を記載してこれに記名押印したうえ、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前(1)の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされ

る金銭の全額を行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

(4) 行使請求を行ったものはこれを撤回することはできない。

2 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

(1) 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。また、当社は、株券不発行会社であるため、本新株予約権の行使に伴って株式を取得した場合においても、株券は発行しない。

3 その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要な場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
51,740,000	1,800,000	49,940,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の内訳は、下記のとおりであります

登記関連費用 : 300,000円

その他調査費等 : 1,500,000円(アドバンスアイ株式会社への新株予約権設計評価料)

3 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(2,740,000円)に新株予約権の行使に際しては払い込むべき金額の合計額(49,000,000円)を合算した金額であります。但し、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、または当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

資金使途	金額	支出予定時期
LED商品仕入資金	940,000円	平成23年7月
LED商品仕入資金	49,000,000円	平成24年3月から24年6月頃
合計	49,940,000円	

本有価証券届出書に基づく新株予約権の発行額2,820,000円から発行諸費用を差し引いた差引手取概算額940,000円は、LED事業の商品仕入資金に全額充当する予定です。なお、調達資金については支出までは銀行預金として保管いたします。

また、本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回り、かつ強制取得条件に該当しない状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善に支障をきたす可能性があります。その場合には、事業計画の見直しを行うとともに、本新株予約権の発行と同日に決議した下記「募集に関する特別記載事項」に記載している第三者割当により発行される新株式(以下、「別件第三者割当増資」という。)の発行により調達した資金にて業績回復を進めながら、別途資金調達の検討を進めていく所存であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

当社は、本新株予約権の他、当社の企業維持、事業拡大のために資金調達が必要であると判断し、平成23年6月3日付取締役会にて、第三者割当による新株式の発行を決議しております。別件新株式の発行の内容は以下の通りです。

募集新株式の概要

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式47,057株
(2) 払込金額	1株につき 1,700円
(3) 払込金額の総額	79,996,900円
(4) 増加する資本金及び資本準備金	増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(5) 募集方法	第三者割当の方法による
(6) 申込期間	平成23年6月30日
(7) 払込期日	平成22年6月30日
(8) 割当予定先及び割当株数	NR投資事業組合 47,057株

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	
名称	NR投資事業組合
所在地	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番8号
設立根拠等	民法667条第1項に定める任意組合 金融商品取引法第2条第2項第5号イに該当する組合

組成目的	当社の発行する株式、新株予約権の取得及び保有等	
組成日	平成23年4月28日	
主たる出資者およびその出資比率	株式会社ASK 74.53%（無限責任組合員） 株式会社アールアンドアール 24.85%（無限責任組合員） 小池 一淑 0.62%（無限責任組合員）	
出資金の総額	83,510千円（平成23年6月2日現在払込額総額）	
業務執行組合員	氏名	小池 一淑
	住所	埼玉県ふじみ野市
	職業	株式会社ASK 取締役
b. 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	該当事項はありません。	
人事関係	無限責任組合員株式会社アールアンドアールの代表取締役で、かつ無限責任組合員株式会社ASKの取締役会長である尾上正志氏は、平成23年5月10日付顧問契約により、当社の顧問に就任しております。	
資金関係	無限責任組合員株式会社ASKより、平成23年5月10日付金銭消費貸借契約に基づき、当社は200万円の融資を受けています。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	無限責任組合員株式会社ASKおよび無限責任組合員株式会社アールアンドアールと平成23年6月3日付で業務提携契約を締結しております。	

（注）割当予定先の概要および提出者と割当予定先との間の関係は、平成23年6月3日現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成22年6月期において、営業損失（390百万円）、経常損失（408百万円）、当期純損失（437百万円）と二期連続しての大幅な赤字を計上しております。その状況を打開する施策の一環として、平成22年9月7日に日本エーエム株式会社の販売代理店の一部及び同社におけるLED事業に関する一部従業員の移管を含む業務提携契約を締結し、平成22年9月8日より業務提携の強化を実施、LED事業の拡大とそれによる業績の回復を目指してまいりました。しかしながら、平成22年9月より本格的に開始したLED事業においては、その後の当社の信用不安に加え、日本エーエム株式会社から移管を受けた販売代理店との契約の再締結の遅れ等から販売網の整備に遅れが生じたことやLED照明市場の拡大につながる国内の設備投資需要の回復が遅れていることから売上が伸び悩んでおり、一方で従来からの主力事業であった半導体装置事業においては、国内半導体業界の設備投資需要の回復の遅れと早期の売上確保につながる新規商材が確保できなかったことから不振が継続しており、半導体装置事業については、平成23年1月27日に、当面の売上拡大が見込めず、専門的人材の維持にかかる費用負担も大きいこと等を理由として、事業の凍結を実施しております。

平成22年9月以降、継続企業の前提に関する重要な疑義の存在、平成22年11月以降の株式会社名古屋証券取引所の上場廃止基準への抵触、赤字継続による純資産の減少など、当社の経営状況は平成22年9月6日に実施した第三者割当による新株発行時点よりもさらに悪化していることから、金融機関からの追加借入は事実上不可能であり、既存の有利子負債の返済が必要な状況も継続しております。

上記の結果として当社の企業信用力は大幅に低下しており、従前より金融機関、機関投資家、証券会社、事業会社、海外の個人資産家等と接触し、資金調達や事業提携の可能性ならびに新規事業の開拓を進めてまいりましたが、事実上、新規の資金調達手段が閉ざされている状況が継続してきたという経緯がございます。

その中で、当社は平成23年3月14日にWNB株式会社と同社の有するソーラーシステムの販売展開を進めることを前提に、業務提携契約を締結し、その後、同社の株式交換による完全子会社化およびその株式交換を前提に投資家からの資金調達を交渉してまいりましたが、4月初旬にその交渉が不調となって同社との間で株式交換の合意には至りませんでした。なお、当該業務提携契約は平成23年5月31日に当社およびWNB株式会社の双方の合意をもって解除されております。

WNB株式会社との交渉が不調となったことを受け、当社としては、改めて資金調達と財務基盤の拡充を目的とした新株の発行を企図して、支援を得られる候補先企業の選定を再開いたしました。その結果、平成23年4月11日にアドバンスアイ株式会社（東京都港区、代表取締役岡本行生）から、株式会社アールアンドアール代表取締役の尾上正志氏の紹介を受け、同氏を通じた資金調達候補先の検討と、当社事業基盤の再構築に関して、協議を進めてまいりました。尾上氏は大学を卒業後、翼システム株式会社に入社し、特に自動車販売関連業界向けのシステム開発を手掛けてきた実績から、平成12年4月に代表取締役として就任し、また、カーコンビニ倶楽部株式会社の代表取締役も歴任するなど、経営者としての実績も十分に有しているものと判断しています。

平成23年4月から5月にかけて、尾上氏と協議を進める中で、同氏が取締役会長を務めている株式会社ASKを中核とした支援体制の構築についてのご提案を頂きました。同氏は現在、株式会社アールアンドアールの代表取締役として、主に自動車関連業界向けのシステム開発、販売を目的としたコンサルティング事業を展開しています。現在、株式会社アールアンドアールはガソリンスタンド（以下「SS」）向けの「車検ハンター」システム（1）事業の展開を進めるために、株式会社ASKと業務提携契約を締結し、株式会社ASKのグループ企業や取引先と共同して、その販売拡大を進めております。当社は新たな収益源として「車検ハンター」システム販売を行うとともに、SS向けにLED照明の販売拡大が期待できるものと判断したこと、さらに当社の経営が軌道に乗るまでの間の株式会社ASKからの追加的な資金支援の可能性もあること等により、平成23年6月3日に株式会社アールアンドアールおよび株式会社ASKと業務提携契約を締結いたしました。具体的には、以下の内容となります。

株式会社アールアンドアールが企画し、株式会社ASKが事業展開する「車検ハンター」システムについて、株式会社アールアンドアールおよび株式会社ASK（以下「両社」という）は、平成23年7月以降、当社を販売代理店の1社として活用するものとし、平成23年6月30日を以て販売代理店契約を締結する。

当社のLED照明販売事業に関し、両社は、LED照明導入可能なガソリンスタンド（以下「SS」という。）店舗を紹介するなど、SSコーザを含む新規顧客への販路拡大に協力する。

両社は、当社の一部人員（現状5名程度を想定、車検ハンターシステムの販売活動を予定）の出向受入及び当社の営業所の共同運営等、当社のコスト削減に対し協力する。具体的には両社と当社との間の出向契約等個別契約に規定する。

両社は、そのいずれか又はNR投資事業組合を通じ当社の運転資金等資金繰りに可能な範囲で協力する。

なお、その業務提携に先立ち、平成23年5月10日に尾上氏が当社顧問に就任しております。

割当予定先の選定に際しましては、当社の経営状態及び経営の基本的な方針について充分な理解があり、その上でご支援いただける投資家を第一に考えてまいりました。また、割当予定先及び発行条件については、既存株主への影響を配慮しつつも、割当予定先については、企業信用力が大幅に低下している当社への投資を検討する投資家の存在自体が極めて限定的であること、および発行条件についても当社の現況に鑑みれば相当程度譲歩せざるを得ないと判断し、当社としては 当社

の経営実態を理解した上で当社再建への協力体制が構築できること、LED事業の継続と従業員の雇用維持を具体的な条件として、尾上氏に資金調達候補先の取りまとめを依頼するとともに、同氏を窓口として資金調達に関する交渉を行ってまいりました。

その結果、尾上氏の取りまとめにより、事業パートナーとなる株式会社アールアンドアールおよび株式会社ASKを無限責任組合員とし、株式会社ASKの株主かつ取締役である小池一淑氏を業務執行組合員兼無限責任組合員とするNR投資事業組合を新規に設立し、同組合で別件新株および本新株予約権を引き受けていただく旨の合意を得ることが出来ました。資金調達に際し、その一部を新株予約権としたのは、当社として株価が低迷している現状において、当面の既存株主の皆様の株式価値の希薄化を極力回避する一方で、今後必要なる資金調達を機動的に実施できるメリットを確保したいという意向があり、尾上氏としても当社にとって当面不要な資金が投資資金として固定化することは回避したいという意向があったことから、双方のニーズが一致したことによるものであります。さらに、別件新株発行までの間の資金繰りを維持するために、株式会社ASKから平成23年5月10日付金銭消費貸借契約に基づき、つなぎ運転資金として20百万円の融資が実行されており、その融資は別件新株発行に伴う資金調達により、一旦、完済いたしますが、同社の代表取締役高坂宏氏からは、完済後においても、当社の資金繰り維持のために、必要に応じて追加融資の検討を行う旨の意向を、当社代表取締役社長溝邊および取締役北山が確認しております。

なお、NR投資事業組合への別件新株および本新株予約権の引受に際しまして、尾上氏の指定する取締役3名（うち1名は常勤取締役）の派遣および当社の既存役員を2名とする旨が条件として提示されております。

当社といたしましては、NR投資事業組合の主たる出資者である株式会社ASKおよび株式会社アールアンドアールの支援を得て、早期に当社の再建を果たしていくことが、既存株主の皆様、取引先等にとっても大きな利益があるものと判断しております。NR投資事業組合への別件新株式の割当および本新株予約権の割当によって、新株予約権の行使後には同組合の議決権比率が過半数となり、経営体制においても役員会の議決権の過半数を尾上氏の関係者が握ることとなります。当社といたしましては、企業信用力を喪失している当社にとって、株式会社ASKと株式会社アールアンドアールに当社の支援を主導していただいていることを明確にすることが、対外信用力向上の観点からも意味があるものと判断したことから、役員体制の見直しについても平成23年6月29日開催予定の臨時株主総会での承認を前提として了承の上、NR投資事業組合を本新株予約権および別件新株式の割当予定先として選定いたしております。

なお、NR投資事業組合は、当社への投資資金管理を目的に組成した、当社事業への関与を前提とした本件専用の投資組合であるため、その主たる出資者となる2社につきましても、その概要を以下の通り、確認しております。なお、業務執行組合員兼無限責任組合員である小池一淑氏は、組合の主たる出資者である株式会社ASKの取締役として、事務管理責任の遂行を目的に組合員として参画しております。組合を通じて出資をする理由について、組合への最大出資者となる株式会社ASKの代表取締役高坂宏氏に確認したところ、同社としては、本件は同社の取締役会長である尾上氏の主導するプロジェクトとの位置づけであり、当社への出融資や業務支援についても、あくまで尾上氏を通じて事業支援として実行するものであることから、同社として対外説明上も、出資については完全に別管理としていることを明確化するため、組合出資としたとの説明を頂きました。さらに、同社としては今後も当社の議決権数の50%超を同社単独で保有する意思はないとのことであります。ただし、NR投資事業組合におきましては、別件新株引受後の議決権比率が44.14%で、かつ取締役会を実質的に支配することが可能となることから、財務諸表等規則第8条第3項に規定する当社の親会社に該当することとなります。

- (1) 「車検ハンター」システム：株式会社アールアンドアールの企画により、SSの情報ステーション化を見据え、株式会社ASKがメーカーとして新規に展開しているSS向けシステム、SSに來訪した自動車のナンバープレートを読み取り、そのナンバーと国土交通省のデータベースとを突き合わせることで、自動車の車検時期等の把握を行うことで、近年、セルフ化が進んで人員が削減されているSSでの車検セールス等につなげていくことを目的としています。販路拡大のために、石油元売りとの販売提携を進めており、株式会社ASKは既に伊藤忠エネクス株式会社の100%子会社であるエネクスオート株式会社と販売提携に関する契約を締結しています。また、株式会社ASKは「車検ハンター」システムの独占的販売代理店契約を株式会社オートサーバー（東京都中央区、代表取締役安達正純）と締結しておりますが、株式会社ASKは今後当社と販売代理店契約を締結するために必要となる許諾について、平成23年5月2日付で株式会社オートサーバーから得ております。株式会社ASKとしては、当社と株式会社オートサーバーが協力しながら石油元売りを通じたSSに対する「車検ハンター」システムの拡販に努めていく体制の構築を企図しているとのことで、株式会社ASKと株式会社オートサーバーとで、当社の活用を含む今後の協力体制について協議中とのことです。

割当予定先の出資者の概要	名称	株式会社ASK
	本店の所在地	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番8号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 高坂 宏
	資本金の額	30,000千円
	事業の内容	新車、中古車販売ならびにリース、輸出業 ソフトウェア及びハードウェアの販売
	主たる出資者及びその出資比率	高坂 宏 240株 (40.00%) 金野 菊美 100株 (16.67%) 小池 一淑 40株 (6.67%) 折原 征也 40株 (6.67%)
提出者と割当予定先の出資者との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	取締役会長尾上正志氏は、平成23年5月10日付顧問契約により、当社の顧問に就任しております。
	資金関係	平成23年5月10日付金銭消費貸借契約に基づき、当社は20百万円の融資を受けています。
	技術又は取引関係	平成23年6月3日付で業務提携契約を締結しております。

割当予定先の出資者の概要	名称	株式会社アールアンドアール
	本店の所在地	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番8号 (登記住所：東京都新宿区高田馬場一丁目31番8-1117号)
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 尾上 正志
	資本金の額	5,000千円
	事業の内容	自動車関連ビジネスの企画、立案業務 コンピューターソフトウェアの企画、開発、販売業務
	主たる出資者及びその出資比率	尾上 正志 100株 (100.00%)
提出者と割当予定先の出資者との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	代表取締役尾上正志氏は、平成23年5月10日付顧問契約により、当社の顧問に就任しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	平成23年6月3日付で業務提携契約を締結しております。

c. 割り当てようとする株式の数

本割当新株予約権の割当予定先に割り当てる予定の株式の数は以下のとおりです。
NR投資事業組合 新株予約権20,000個（新株予約権の目的となる株式20,000株）

d. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、割当新株予約権または当該新株予約権行使後の新株式については長期的視点にたった経営改善により事業価値の向上を目指すことを方針とした投資である旨を確認しており、併せて短期での売買を目的としているものではなく、向こう2年間は売却する意思がない旨の報告を書面にて受領しております。

なお、割当予定先との間において、当該割当新株予約権又は行使後による新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、遅滞なく譲渡を受けた者の氏名、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に報告することの同意を得ております。さらに、本新株予約権の譲渡に際しましては、当社の取締役会の承認が必要であります。

e. 払込みに要する資金等の状況

直接の出資者となるNR投資事業組合について、その預金通帳の写しにより別件新株式および本新株予約権割当時の払込に要する資金の存在を確認いたしました。

また、NR投資事業組合の出資者についても、その資金の状況を確認し、さらに、本新株予約権行使に必要な資金に関しましては、当該新株予約権行使時にNR投資事業組合が追加的に出資を得ることが前提となるため、出資者に対してその資金の状況も確認いたしました。株式会社ASKにつきましては預金通帳により、組合への出資金の実在性および本新株予約権行使時の追加出資に必要な残高を確認しております。ただし、同社においては事業性資金の一部から出資を行っており、かつ同社が金融機関および取引先である株式会社オートサーバーからの借入を行っていることから、本新株予約権の行使も含めた出資金の全額を自己資金で賄えるとは断定できませんでした。また、過去の預金残高の変動幅を勘案すると、別件新株式の引受を含む本件投資による資金の固定化に伴って追加的な事業性資金の確保が必要となる可能性があります。そのため、同社の代表取締役高坂氏に、今後の資金手当ての見通しについて、口頭で確認をいたしました。同社においては事業性資金の一部から出資を行うこととなるため、状況に応じて金融機関からの追加借入の実施または取引先への貸付金の回収や在庫の資金化等を行うことで資金調達を行う予定とのことであり、同社の資金繰り上も問題がないとの説明を受けております。当社といたしましても、同社の直近決算時点の貸借対照表により、その貸付金と在庫の残高を確認し、高坂氏の説明に沿った資金調達可能性について十分に認め得るものと判断いたしました。株式会社アールアンドアールについては、代表取締役である尾上氏からの借入により資金を調達することとなりますが、尾上氏個人の預金口座の取引明細により、組合への出資金の実在性および別件新株予約権行使時の追加出資に必要な資金の存在を確認し、その大部分が自己資金であることを確認しました。ただし、追加出資見合資金の一部につきましては直近時点で現金で入金されているため、その資金源泉の確認を求めましたが、同氏が自宅に保有していたものとの説明であり、客観的な資料による確認は取れませんでした。尾上氏によれば、本新株予約権の行使期間は平成24年1月1日以降であり、それまでに個人収入や借入など源泉を確認できる資金で不足分を手当することは可能であるとの説明を得たことから、一部現金で入金された資金の源泉確認までは実施しておりません。また、小池一淑氏につきましては預金通帳の写しにより、組合への出資金の実在性および本新株予約権行使時の追加出資に必要な資金の存在を確認し、全額が小池氏の自己資金であることを確認いたしました。

その結果、NR投資事業組合の各出資者は本件新株予約権の行使に際しての追加出資払込みについて充分可能であると判断しております。

f. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先、その出資者およびその役員と株主（以下「割当予定先等」といいます。）に対して、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、ならびに割当予定先およびその出資者が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク（東京都新宿区）に調査を依頼し、同社の保有する公知情報データベースとの照合を行った結果報告書に基づき、特定団体等と同名で該当のあった2名について、個人情報保護法などの制約の範囲内で、当社と該当する割当予定先等間での情報提供として、同名同名該当者の年齢等の不一致の確認をしたところ、該当者2名のうち1名についてはパスポートの写しの確認により年齢での不一致が認められました。もう1名については、該当者が属していた企業の当時の代表者に確認したところ、直接連絡が取れない状況であったことから客観的な資料での確認はとれませんでした。その代表者へのヒアリングを実施し、明らかに年齢が不一致である旨の説明を受けました。

なお、株式会社アールアンドアールの代表取締役であり、株式会社ASKの取締役会長である尾上氏は平成8年6月に翼シテム株式会社の取締役に就任し、平成11年2月から平成16年11月まで同社の代表取締役に就任しております。同社は平成7年3月期から平成9年3月期までの間の法人税法違反で同社および同社の当時の会長が有罪判決を受けており、尾上氏の取締役在任期間とは9カ月間重なっております。さらに、株式会社エス・ピー・ネットワークの調査報告によれば、尾上氏の代表取締役在任中に、同社が保有していた上場企業の株式をその後特定団体等とみなされた企業のグループ企業と報道された企

業に売却したとの報道もあったことから、尾上氏に対し、取締役在任当時の状況を確認いたしました。

その結果、法人税法違反の事件に関しては、尾上氏から、その当時、営業担当取締役であった同氏に対して管理担当取締役や社長から同社の法人税法違反を予見させる説明は一切なされておらず、決算承認に関する取締役会においてもそのような事実を予見させる説明は一切なされていなかったため、当該法人税法違反の事件には全く認知していなかったとの説明を受けております。当社といたしましては、尾上氏はその経歴から鑑みて、翼システム株式会社の取締役在任当時は有罪となった同社の会長と懇意であったものと判断しており、その後も平成21年頃まで何らかの接触が継続していたものと判断しています。さらに現時点において、その人的な交流関係が完全に消滅しているとの確証が得られていないことも事実であります。しかしながら、尾上氏自体は当該法人税法違反の事件にかかる当時の逮捕者に含まれておらず、関与したとの風評等も存在していないことから、尾上氏本人は当該法人税法違反の事件への関与はなかったものと判断いたしました。さらに、尾上氏からは、現在は、有罪となった会長と事業上の関係はないとの説明を得ております。

また、保有株式売却に関しては、保有銘柄であった上場企業(以下「当該企業」という)の発表した開示情報によれば、翼システム株式会社の報告に基づき平成16年1月に同社から平成19年に別の事案に絡んで証券取引法違反で逮捕された特定団体等とみなされる人物が支配していた企業のグループ会社と報道されている企業(以下「最終売却先」という)に売却された旨の報告がなされておりました。当社としてその当時の取引実態の調査の必要性を認識し、売却当時の状況について当時翼システム株式会社の代表取締役であった尾上氏に確認するとともに、当社独自で追加調査を行いました。尾上氏からは、売却先は証券会社であり、翼システム株式会社として最終売却先の存在自体の認識はなく、従って最終売却先が特定団体等であったか否かの認識もなかったとの説明を受け、尾上氏から本件株式の売却に関し、当時、最終売却先の存在を認識しておらず、また最終売却先と一体であったとみなされるような関係はなく、最終売却先が特定団体等とみなされる可能性があるとの認識はなかった旨、書面の提出を受けて確認していることから、当該企業の発表した翼システムの報告によって同社が直接最終売却先に売却したとする開示情報と尾上氏の説明とに齟齬が生じておりました。当社として、でき得る限りの詳細調査として、尾上氏から当時の翼システム株式会社の管理部門において、売却実務を行った担当者(以下「実務担当者」という)のご紹介を得て、当社の顧問弁護士である橋本芳則弁護士との協力のもと、弁護士同席の上で面談し、当時の状況についてヒアリングを実施し、残存する関東財務局長に提出された大量保有報告書の写しおよび株式の売買契約書の原本等の提出を受け、翼システム株式会社の売却先は証券会社であったという事実を確認しました。また、ヒアリングの結果、当時の同社の組織図の提供を受けた上で、翼システムは当時二人代表制を採用しており、尾上氏は当該企業の株式売却の実行に直接関わっていなかったこと、当時、翼システム株式会社は事前に最終売却先を認識していなかったことの説明を受けました。これに加え、実務担当者からは当時の実務手続きの実態として、翼システム株式会社として大量保有報告書の写しを当該企業にFAXで送付して報告したとのことで、その後開示情報の内容を確認して事実と反しているという認識を持ち、翼システム株式会社として記載の修正を求めたはずであるが結果的に修正はなされなかったとの説明を受けました。この取引の他には、翼システム株式会社または尾上氏と最終売却先との間での取引の情報は確認されておりません。他方、これらの説明に対する調査として、当社の顧問弁護士を通じて、証券会社の当時の関係者への確認を行いました。すでに証券業を廃業し、当時の担当も退社していることから、当時の事情については不明とのことであります。また、当時、当該企業に在籍していた人物への接触も図り、こちらにつきましては、当時の関係者と直接連絡が取れました。その結果、翼システム株式会社の売却先は証券会社で、その売却に関する大量保有報告と最終売却先の大量保有報告の確認によって、同日売買の中で中間の証券会社の記載を行わなかったものと記憶しているとのことでした。以上の調査に加え、当社といたしましては、当社顧問弁護士らに意見を求めたところ尾上氏が本件保有株式売却に際し、最終売却先を認識していたか、または最終売却先と関係を有していたとは収集資料に基づき認めることはできない旨の意見をしております。以上の調査および当該意見書を踏まえ、平成23年6月1日開催の取締役会においても、慎重に議論の結果、翼システム株式会社および尾上氏には最終売却先の認識はなく、関係性もないものと判断し、尾上氏は本件保有株式の売却に際し、特定団体等との関係および関係があったとは認められないと判断いたしました。また、監査役全員も当社の取締役会の判断が妥当であるとの意見を表明しております。

このほか、株式会社ASKにおいては元取締役であり、株式会社オールアンドオールにおいては登記上の住所が同じであるなど、両社の経営陣と旧知で、直近時点においても株式会社ASKとの取引関係があった人物が代表取締役である企業(以下「調査対象企業」という)が、現在も控訴審の最中ではあるものの、会社ぐるみで未公開株の勧誘についての共同不法行為(以下「不法行為」という)に関わったと東京地方裁判所の民事訴訟における判決で認定された株式会社H40から営業譲渡を受け、現在も取引関係があることが判明したため、調査対象企業、株式会社ASKおよび株式会社オールアンドオールと株式会社H40との関係について調査を行いました。当社として調査対象企業の代表取締役に対し、当社取締役である北山および弁護士である当社の中監査役がそれぞれ面談し、事情の確認を行い、調査対象企業が株式会社H40から営業譲渡を受けている事実を契約書により確認しました。ただし、株式会社H40への事実確認のための同社からの紹介および通帳による株式会社H40との資金のやり取りに関する確認はご了解をいただかず、契約条項のみの確認となっております。調査対象企業の代表取締役からは、株式会社H40の不法行為と営業譲受に伴う商取引とは無関係であり、調査対象企業もしくはその代表取締役として不法行為に関しては一切関わっておらず、民事訴訟における判決の存在も認識していないとの説明を受けました。また、営業譲受の経緯については、調査対象企業の1社は不法行為が表面化する以前から、契約はないものの株式会社H40の事実上の販売代理店として商品に関する仕入支払関係を継続してきていたことから、調査対象企業の顧客への継続的な商品供給責任を果たす目的で、別会社を設立の上、営業譲受に応じたとの説明を受けました。その後は、株式会社H40に対しては営業譲受代金を分割して支払っており、その関係企業であるH40ホールディングス(正式名称は不明)に対して販売金額の一定割合をロイヤリティとして支払っているとのことでした。なお、H40ホールディングスとは細かい契約条項で合意できていないことを理由に契約は未締結で、口頭合意に基づいてロイヤリティの支払のみ行っているとの説明を受けております。次に株式会社ASKおよび株式会社オールアンドオールと調査対象企業との関係について調査を行いました。現在、相互に取締役の派遣はないものの、過去に調査対象企業の代表取締役が株式会社ASKの取締役であったことを登記簿謄本により確認し、また、株式会社オールアンドオールと調査対象企業の登記住所が一致していたことを確認しました。さらに、調査対象企業の1社において、株式会社ASKの管理事務の一部を有償で代行しているとのことで、契約書は締結しておりませんでした。株式会社ASKの預金通帳の写しによって毎月の反復取引の存在を確認しました。確認した事実については、いずれも調査対象企業の代表取締役、株式会社ASK、株式会社オールアンドオールから受けた説明と全て一致しております。なお、不法行為の調査を開始した段階で、株式会社ASKは調査対象企業との取引を打ち切り、株式会社オールアンドオールは移転登記を申請中とのことであります。さらに、株式会社ASKの代表取締役高坂氏、株式会社オールアンド奥ールの代表取締役尾上氏に対し、株式会社ASKおよび株式会社オールアンドオールと株式会社H40の関係の有無についての説明を求め、取引上も人的にもまったく無関係である旨の説明を受けました。当社といたしましては、調査対象企業とH40の関係については恒常的な取引内容に関して書類や反面調査等で確認できない部分も残っておりますが、調査対象企業およびその代表取締役が不法行為に関与したと疑うに足る事実関係は認められませんでした。また、株式会社ASK、株式会社オールアンドオールと株式会社H40とは取引の存在自体が認められず無関係であるものと判断し、監査役全員も同様の意見を表明しております。さらに、株式会社ASKおよび株式会社オールアンドオールはすでに調査対象企業との関係を遮断していることにも鑑みて、当社として特段の問題はないものと判断しております。

今回の割当予定先に対する調査の結果、割当予定先の周辺で、翼システム株式会社の法人税法違反、翼システム株式会社の売却した株式が結果的に特定団体等のグループ企業が入手していたこと、株式会社H40の未公開株の勧誘に関する共同不法行為が発生していたことを認識しております。一方で、割当予定先等が直接的、間接的に関与していたとの情報、風

評等は存在していません。当社といたしましては、直接的、間接的を問わず、特定団体等取引を通じた利益供与を行う等なんらかの関係性があり、または取引先が特定団体等と関与している可能性があるとの認識を持って取引を行っている企業、個人とは一切の取引を行わないことを反社会的勢力排除の基本方針(2)としており、さらに、当然のことながら重大な法令違反に関与して問題であることが明らかとなった企業、個人とはその是正が十分になされ、当社が問題ないと判断するまで取引を行わないこととしております。この観点から判断し、前述の取引や関係性のいずれにおいても、当社の調査、入手した情報において、株式会社ASKおよび株式会社アールアンドアールは当社方針に適合しているものと判断しております。

また、当社の監査役全員は、割当予定先等について、上述の調査結果を踏まえ、当社の反社会的勢力排除方針における反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力と関係のある取引先にも該当しない、これらに該当するとの疑義もないものと判断する。さらに、当社として限定的な時間の中でできる限りの調査を実施しており、当社のコンプライアンス上も問題のない検討経緯を踏んでいるものと判断する。以上から、当社が企図している新株式及び新株予約権の割当予定先であるNR投資事業組合への新株式の発行、新株予約権の発行が、当社の反社会的勢力排除に向けた指針に違反するものではないと判断するとの意見を表明しております。

上記に加え、当社として、当社代表取締役社長溝邊と株式会社アールアンドアールの代表取締役尾上氏、株式会社ASKの代表取締役高坂氏との面談を通じ、割当予定先が特定団体等とは一切関係ないこと、及び当該情報が公衆縦覧されることを承諾する旨の確認を行っており、確認書を受領しております。

上記のとおり、割当予定先が特定団体等とは一切関係ないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

(2) 当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

(1) 当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力および反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる取引も行わないこととする。

(2) 当社では、役員に対する研修、教育等を通じ反社会的勢力排除に向けた啓蒙活動に努める。また、反社会的勢力を排除するため、取引先や業界等の情報収集を平素より実施し、反社会的勢力であることが判明した場合もしくは疑義が生じた場合には、速やかに当該関係を解消する。反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、取締役への報告を速やかに行うとともに、弁護士や警察等と連携して対応する。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額算定につきましては、当社の財務アドバイザーでかつ本件に係るアドバイザーでもあるアドバンストアイ株式会社に依頼しております。算定に際し、割当予定先の出資者である株式会社ASKの高坂社長、小池取締役および株式会社アールアンドアールの尾上氏(以下「割当予定先等」という)に対しアドバンストアイ株式会社と当社との関係性を十分に説明した上で協議した結果、同社を第三者評価機関とすることについて、合意するとともに、その算定結果疑義が生じた場合には、当社および割当予定先等のいずれもが再設計を求めることができることとして、その公正性を担保することで合意いたしました。

本新株予約権の発行価額については、当社の株価及びその変動可能性、割引率、本新株予約権の行使価額及び行使期間その他本新株予約権の条件等を考慮して一般的な価額算定モデルである三項格子モデルにより、第三者評価機関が算定した結果(本新株予約権1個当たりの発行価額136.22円)を基に、本新株予約権1個当たりの発行価額を137円(1株当たり137円)といたしました。第三者評価機関は、当社株式の株価、新株予約権の年限、権利行使可能期間、ボラティリティ、強制行使条件等、本新株予約権の価格決定に必要な条件を基に本新株予約権の発行価額を算定しております。同算定においては、複数の行使価額に対して算定をいただいておりますが、当社は、本新株予約権が有償による発行であること、行使価額の1/3を基準とした強制行使条項が付されていること、割当予定先の引受の可能性、既存株主へ与える影響を勘案し、決議日前日終値である2,450円を行使価額とし、同行使価額他発行条件に対して第三者評価機関の算定結果を基に、割当予定先等との協議により、発行価額を137円(1株あたり137円)に決定しました。1株を取得するために払い込むこととなる本新株予約権の発行価額と行使価額の合計額は2,587円で、取締役会決議日の前営業日を「基準日」として計算すると、基準日の終値2,450円、直近1カ月間の終値平均2,358円、直近3カ月間の終値平均2,130円、直近6カ月の終値平均2,249円となり、上記合計額との乖離については、基準日終値に対しては5.59%のプレミアム、直近1カ月の終値平均に対しては9.71%のプレミアム、直近3カ月の終値平均に対しては21.46%のプレミアム、直近6カ月の終値平均に対しては15.03%のプレミアムとなります。

また、本新株予約権の発行に関し、監査役2名全員は、次のような意見を述べております。

本新株予約権の発行価額については、当社と割当予定先等が第三者評価機関とすることで合意しているアドバンストアイ株式会社による公正価額評価結果を基に決定されております。同社は、取締役会決議日前日である平成23年6月2日の終値を基準として、価額算定に必要な各種前提条件(ボラティリティ、無リスク資産金利、当社株価、その他新株予約権の年限、行使価額等)を基に、同種の新株予約権の価額を算出するための一般的なモデルである三項格子モデルを用いてコンピュータにより新株予約権の発行価額を算出しており、この点において、算定された価額は合理的であり妥当である可能性が高いものであると判断しています。また、本新株予約権は、年限を5年、当初6ヶ月間は権利行使ができない、株価が一定水準以下となった場合には強制的に行使しなければならないという条件が付されており、割当先にとっては厳しい条件が付されているといえます。一方、当社は、企業存続のための資金調達と早急な自己資本の拡充が求められている当社の状況を考慮すれば、別件新株式の発行に加え、機動的かつ円滑な本新株予約権の行使により財務基盤を拡充することにより企業価値の向上を図ることは、既存株主の利益に資すると考えられます。また、当該取締役会決議は、株式会社名古屋証券取引所の定める適時開示等規則第34条の規定により平成23年6月29日開催の臨時株主総会に諮ることを条件としています。

以上のような観点から、当社監査役全員は、本新株予約権の条件及び発行価額は合理性があり妥当であると考えているとともに、日本証券業協会の「第三者割当の取扱いに関する指針」に準拠しており、会社法238条3項2号の特に関連する払込金額に該当しないと判断いたします。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成23年6月29日開催の臨時株主総会の基準日(平成23年3月29日)現在の当社の発行済株式総数59,899株に係る議決権の数は59,561個で、本新株予約権の目的である株式の総数20,000株にかかる議決権の数20,000個に加えて、別件新株式発行により発行される47,057株に係る議決権の数47,057個を合算した議決権の数が67,057個となることから、現在の当社の議決権の総数に対して112.59%と25%以上の希薄化が生じること、またNR投資事業組合が所有する株式にかかる議決権の数が総株主の議決権数の100分の50を超え、支配株主に該当することから、今回の第三者割当による新株予約権の発行は「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権 数の割合
NR投資事業組合	東京都中央区日本橋堀留町 二丁目9番8号	-	-	67,057	52.96%
溝邊 乃利雄	千葉県市川市	15,870	26.64%	15,870	12.53%
岩田 昇	神奈川県川崎市麻生区	8,481	14.24%	8,481	6.70%
株式会社デジアイズ	岩手県奥州市前沢区字高畑 31	6,185	10.38%	6,185	4.88%
渡邊 豊	神奈川県横浜市港南区	2,423	4.07%	2,423	1.91%
株式会社テラオカ	東京都港区芝四丁目4番13号	2,061	3.46%	2,061	1.63%
テクノライズ株式会社	神奈川県横浜市都筑区仲町 台一丁目2番20号	1,897	3.18%	1,897	1.50%
隅岡 洋成	奈良県磯城郡三宅町	1,500	2.52%	1,500	1.18%
酒井 哲史	愛知県名古屋市中白区	1,320	2.22%	1,320	1.04%
株式会社洸陽電機	兵庫県神戸市東灘区住吉南 町一丁目3番7号	1,030	1.73%	1,030	0.81%
大久保 博	千葉県市川市	1,005	1.69%	1,005	0.79%
計		41,772	70.13%	108,829	85.95%

(注) 1. 平成23年3月29日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年3月29日現在の発行済株式総数に、本新株予約権の目的である株式および別件第三者割当増資の総数67,057株を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 第三者割当による新株予約権の発行の目的ならびに理由について

当社を取り巻く事業環境は、いわゆるリーマンショックに端を発した世界的な金融危機の長期化による信用収縮と国内金融市場における資金調達環境の悪化、従来の主力事業であった国内半導体製造装置市場の低迷の長期化により、極めて厳しい状況が継続してまいりました。そのため、当社業績は、平成22年6月期において、営業損失(390百万円)、経常損失(408百万円)、当期純損失(437百万円)と二期連続しての大幅な赤字を計上しております。その結果、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社といたしましては、上記の状況を打開し、業績の向上と、それに伴う財務基盤の強化を企図して、平成21年12月25日に日本エーエム株式会社と業務提携契約を締結し、LED照明市場への参入を開始いたしました。平成22年9月第1四半期において、さらに、LED事業部門の体制を確固たるものとし、LED照明市場での事業基盤を早期に確立することを目的として、業務提携先である日本エーエム株式会社のLED事業部門を事業譲受により当社内に取り込むことで同社と合意いたしました。具体的には、日本エーエム株式会社の有していた仕入先、販売代理店、ノウハウを活用することによって当社の企業価値増大を企図し、平成22年8月2日に日本エーエム株式会社と支払対価3.7億円の事業譲受契約を締結いたしました。当社といたしましては、事業譲受における支払対価の資金調達ならびに、その後、LED事業を運営するに際して必要となる仕入資金を中心とした運転資金の確保を目的として、第三者割当による株式の新規発行(当初発行予定株式総数68,037株)(発行価額4,850円)によって329,979,450円、転換社債型新株予約権付社債の発行によって106,000,000円(転換価額5,093円)の資金調達を企図するとともに、その後の財務基盤の健全化のために新株予約権(普通株式10,000株相当)の発行を企図し、平成22年8月2日の取締役会を経て、平成22年9月3日に臨時株主総会を開催し、必要となる全ての議案につきまして承認可決されました。

しかしながら、平成22年8月2日の新株式発行にかかる取締役会決議以降、発行価額4,850円に対し、当社株価が3,260円と年初来安値を更新したことや平成22年9月3日の株価が3,850円となる等大幅に下落したことを理由とする割当予定先であった株式会社スミダパッケージ、株式会社エクセ、株式会社共立電機製作所の失権により、払込の一部が為されませんでした。さらに、この失権に伴い、十分な資金調達が実施できなかったことから、日本エーエム株式会社からの事業譲受が予定通り実行できない事態となったことを受け、当該事業譲受を前提として転換社債型新株予約権付社債の引受を予定していた株式会社新撰組本部から社債の引受を実行しない旨の連絡がなされ、その発行を見送ることとなりました。また、上記の失権に伴い、当初予定した通りの資金調達ができなかったこと、および日本エーエム株式会社からの事業譲受が当初予定通り実行できなかったことを受け、既存株主への影響を勘案して、新株予約権の発行も見送っております。この結果、当社の資金調達は株式会社デジアイズ、株式会社テラオカおよび株式会社洸陽電機に対する第三者割当による新株式発行による44,988,600円に留まる結果となりました。なお、この内43百万円につきましてはLED商品仕入代金等の運転資金に充当いたしました。

日本エーエム株式会社からの事業譲受が中止となったことから、当社は平成22年9月6日に日本エーエム株式会社との間で平成22年8月2日に締結していた事業譲受契約を合意解約した上で、改めて同社と協議し、相互にLED照明市場において早急に事業基盤を確立していく必要性が高いとの共通認識を確認したことから、平成22年9月7日に販売代理店の一部及び日本エーエム株式会社におけるLED事業に関する一部従業員の移管を含む業務提携契約を締結し、平成22年9月8日より業務提携の強化を実施いたしました。また、この業務提携の対価として、当社は日本エーエム株式会社に対して25百万円を支払っております。なお、当該業務提携につきましては、平成23年4月27日に双方の合意により契約を解除しております。

この結果、当社は平成22年9月第1四半期においても営業損失(51百万円)、経常損失(58百万円)、四半期純損失(60百万円)と赤字計上が継続していることに加え、第三者割当による新株式の発行に伴う純資産の増加も限定的となり、企業信用力を回復させるにはいたりませんでした。

その後、当社は従来事業である半導体事業においては半導体製造装置販売の新規商材の取り込みによる事業の立て直しを模索すると共に、新規事業であるLED事業においては日本エーエム株式会社から移管を受けた販売代理店網を通じたLED照明の販売拡大ならびに有力代理店である株式会社ヤマダ電機グループのLED照明の新たな販売スキームである「明かりレンタル」(3)への取組みに対する協力等を進め、事業基盤の再構築を進めてまいりました。しかしながら、当社の株価はその後も下落を続け、名古屋証券取引所における平成22年10月の月間上場平均時価総額120百万円、同月末時価総額98百万円と当社株式の上場時価総額が株式会社名古屋証券取引所の上場廃止基準に抵触する状況となり、現在に至っております。

かかる事態を受けて、当社の企業信用力は急速に低下しており、同時に日本エーエム株式会社から移管を受けた販売代理店との契約の再締結の遅れ等から販売代理店網の整備に遅れが生じたことやLED照明市場の拡大につながる国内の設備投資需要の回復が遅れていることもあって、平成22年12月第2四半期においても、売上高は73百万円に留まり、営業損失(72百万円)、経常損失(74百万円)、四半期純損失(98百万円)と赤字体質からの脱却の見通しが立っていない状況が

継続しております。このような状況下、仕入条件の悪化や当社信用力に対する顧客の不安の増大といったLED事業の展開加速への影響が懸念されたこと、それに伴って収益基盤の確立がさらに遅れることによる資金繰りの懸念が顕在化し始めたこと、ならびに赤字が継続することによる債務超過転落のリスクが懸念され始めたことから、抜本的な施策を講ずる必要性を認識し、平成22年11月頃より新たな事業構造の構築と新規の資金調達手段、純資産の増加に資する対応の検討を進めてまいりました。その一環として、半導体事業の一時凍結とLED事業の展開加速への影響が懸念されたこと、それに伴って収益基盤の確立がさらに遅れることによる資金繰りの懸念が顕在化し始めたこと、ならびに赤字が継続することによる債務超過転落のリスクが懸念され始めたことから、抜本的な施策を講ずる必要性を認識し、平成22年11月頃より新たな事業構造の構築と新規の資金調達手段、純資産の増加に資する対応の検討を進めてまいりました。その一環として、半導体事業の一時凍結とLED事業の展開拡大に向けた体制整備を目的として、平成23年1月17日に代表取締役が交代しております。さらに、平成23年1月27日に名古屋証券取引所に対して経営改善計画を提出いたしました。この経営改善計画においては、平成23年6月期において新たな商材による売上見通しが立たないことから再建に時間を要する半導体事業の一時凍結、LED事業への経営資源の集中、ならびにLED事業の営業体制の再構築とそれに伴うLED事業の売上拡大、営業所の縮小や人員削減によるコスト削減によって平成23年6月単月での黒字化を企図しております。なお、これら一連の行為により、株式会社名古屋証券所から当社株式は平成23年1月27日より「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間入り公表され、上場を維持するためには平成26年6月30日までに株券上場審査基準に準じて、株式会社名古屋証券取引所が取扱いにおいて定める基準に当社が適合すると認められる必要が生じております。

しかしながら、当社の信用不安に加え、LED照明市場の拡大につながる国内の設備投資需要の回復が遅れたことや、平成23年3月11日に「東北地方太平洋沖地震」(以下「震災」)が発生した影響から、岩手県内の倉庫に在庫の一部を保有している当社にとって、配送の遅れ等、物流面への影響が生じたこともあって、平成23年3月第3四半期においてもLED事業における売上は低迷を続けており、第3四半期中の売上高は73百万円に留まり、第3四半期営業損失(51百万円)、経常損失(52百万円)、四半期純損失(55百万円)と、依然、赤字体質からの脱却の見通しが立っていない状況が継続し、資金繰りも逼迫しております。具体的には、当社における平成23年3月31日現在の有利子負債残高は、1年内返済予定の長期借入金18.8百万円、1年内償還予定の社債40百万円、長期借入金2.9百万円、長期社債80百万円であり、このうち平成23年9月までに29.4百万円の返済が必要であります。さらに平成23年3月31日現在の現預金残高は固定性預金を除けば1,900千円とほぼ枯渇しており、資金繰りを維持するために平成23年4月1日に代表取締役社長溝邊からのつなぎ資金借入15,000千円を実施いたしました。しかしながら、平成23年5月2日現在の現預金残高は6,695千円で、引き続き資金繰りに懸念のある状況が継続しており、企業存続のためには資金繰り破綻を回避するための資金調達が急務となっております。

LED事業については震災後の復興需要や、特に関東以北を中心とした節電ニーズの高まりによるLED照明需要拡大という追い風はあるものの、当社のこれまでの販売状況ならびに当社の資金状況に鑑みれば、今後のLED事業の短期的かつ急速な拡大を期待しながら単独事業として運営していくことは、企業存続の観点から見て極めて不安定な状況と言わざるを得ません。そのため、当社といたしましては当面の運転資金を確保していくとともに、今後、支援企業から事業面での協力を得ることができなければ、上場維持はむろんのこと、企業存続さえもおぼつかないとの判断に至りました。すなわち、当社としてこのまま現状推移に任せることは、実質的な破綻状態に陥る可能性を容認することであり、それによって予想される取引先を含めた社会的な混乱を招くリスクと既存の株主様の株式価値がゼロになるリスクを如何に回避していくかが、上場企業としての当社の喫緊の課題であると認識しております。

当社といたしましては、平成22年11月より金融機関、機関投資家、証券会社、事業会社、海外の個人資産家等と接触し、資金調達や事業提携の可能性ならびに新規事業の開拓を進めてまいりましたが、その大部分につきましては交渉が不調または既存の株主様にとって著しい不利益を招きかねない条件提示がなされたことから、見送ってまいりました。

その中で、当社は平成23年3月14日にWVB株式会社と同社の有するソーラーシステムの販売展開を進めることを前提に、業務提携契約を締結し、その後、同社の株式交換による完全子会社化およびその株式交換を前提として投資家からの資金調達を交渉してまいりましたが、4月初旬にその交渉が不調となって同社との間で株式交換の合意には至りませんでした。なお、当該業務提携契約は平成23年5月31日に当社およびWVB株式会社の双方の合意をもって解除されており、当社といたしましては、ソーラーシステム販売については、株式会社ヤマダ電機等、WVB株式会社以外のソーラーシステムの仕入ルートを確認することが可能と判断しており、今後も推進していく方針です。

WVB株式会社との交渉が不調となったことを受け、当社としては、改めて資金調達と財務基盤の拡充を目的とした新株式の発行を企図して、支援を得られる候補先企業の選定を再開いたしました。その結果、平成23年4月11日にアドバンストアイ株式会社から、株式会社アールアンドアール代表取締役の尾上氏の紹介を受け、同氏を通じた資金調達候補先の検討と、当社事業基盤の再構築に関して、協議を進めてまいりました。尾上氏は大学を卒業後、翼システム株式会社に入社し、特に自動車販売関連業界向けのシステム開発を手掛けてきた実績から、平成12年4月に代表取締役に就任し、また、カーコンビニ倶楽部株式会社の代表取締役も歴任するなど、経営者としての実績も十分に有しているものと判断しています。

平成23年4月から5月にかけて、尾上氏と当社事業基盤の再構築と、資金調達手段の検討に関して協議を進める中で、同氏が取締役会長を務めている株式会社ASK(主要事業:自動車の卸売販売)を中核とした支援体制の構築についてのご提案を頂きました。同氏は株式会社アールアンドアールの代表取締役として、自動車関連業界の活性化に資することを目的として、主に同業界向けのシステム開発、販売に関するコンサルティング事業を展開しています。現在、株式会社アールアンドアールはガソリンスタンド(以下「SS」という)向けの「車検ハンター」システム事業の展開を進めるために、株式会社ASKと業務提携契約を締結し、株式会社ASKの新規事業として、同社のグループ企業や取引先と共同して、その販売拡大を進めております。

尾上氏との協議において、LED事業における「明かりレンタル」事業以外の販売モデルの再構築と、当社の商社、販売会社としての機能を活用するための新規事業の可能性および企業維持に必要な資金の総額に関して、検討を進めてまいりました。その結果、LED事業においては、「車検ハンター」システム事業の顧客であるSS向けの販売拡大が見込まれることから、株式会社ASKが構築を進めているSS向け販路の活用が可能との評価を得ることが出来ました。また、LED事業の新たな販路拡大のため、早稲田大学発ベンチャーである株式会社早稲田環境研究所と業務提携をしている株式会社地球健康クラブ(東京都千代田区、代表取締役有賀博之)の紹介を得る等、当社のLED事業拡大につながる提携に向けての協議も開始しております。

新規事業においては、株式会社ASKは「車検ハンター」システム事業のメーカーとして代理店販売を中心とした販売戦略を描いておりますが、SS向けの直接販売機能の構築を目的として当社の余剰人員の活用を行いたいとの方針を示されました。具体的な内容は、今後、協議していくこととしておりますが、基本方針としては当社の販管費の一部を株式会社ASKが負担しながら、当社における「車検ハンター」システム販売体制構築を進めていくこととなります。

当社といたしましては、システム販売事業は未経験であることから慎重に検討を進めました。その結果、「車検ハンター」システムはパッケージとしての完成度が高く、当社人員が一定の販売研修を受けることで早期に販売が可能となる可能性が高いこと、当社が平成23年1月27日に発表した経営改善計画に記載している、LED事業と「エンド顧客層の重なる他の製品、サービス提供を検討し、経営資源を分散させずに収益基盤を確立していく」という経営戦略と合致していること、LED事業が拡大した場合に余剰人員としてシステム販売を行っている人員の活用が可能となること、人員削減を最小限にとどめられること、株式会社ASKが販売提携をしているエネクスオート株式会社の親会社である伊藤忠エネクス株式会社系列SS約2,200店舗に向け、当社のLED照明の営業活動が可能となること(0.5~2百万円程度/店)等から、株式会社アールアンドアールおよび株式会社ASKと平成23年6月3日付で業務提携契約を締結し、別件新株式の引受後に今後

の当社の事業基盤再構築に資する施策を講じていくことで合意いたしました。なお、業務提携に先だって平成23年5月10日付で株式会社アールアンドアールから尾上氏が当社顧問に就任しております。

本件業務提携を踏まえ、平成24年6月期の当社の事業構造を以下のように組み替えていく予定です。

従来のLED販売事業は主たる事業として継続し、引き続き事業拡大を目指していきます。特に「明かりレンタル」の推進において協働関係にある株式会社ヤマダ電機に關し、同社の本店店舗のLED化の受注が内定したことから、今後、同社の国内店舗での本格採用に向け、営業を注力するとともに、その採用実績をもって、新規顧客の開拓を推進していくことで、販売拡大を目指していきます。

「車検ハンター」システムの販売代理店として、中核代理店である株式会社オートサーバーと分担しながら、SSへの導入支援業務を行っていきます。基本的な事業モデルとしては、株式会社ASKまたは株式会社オートサーバーが石油元売りりと販売提携を行い、その提携した石油元売りの紹介を得て、株式会社オートサーバーと分担しながら、指定された個別のSSに対し、当社が営業活動を行っていくこととなります。当社は、株式会社ASKの営業部門として、事実上同社の別働隊となり、一般的な販売代理店モデルと同様、株式会社ASKからシステム一式を仕入れ、顧客であるSSに販売していくという形態です。当面、伊藤忠エネクス系列のSSに対する販売活動に注力することとなりますが、今後、他の石油元売りにも販売提携を促進していく方針と伺っています。

「車検ハンター」システムの営業に合わせ、SSにおけるLED照明機器の導入を石油元売りに働きかけていただくことで、LED照明の新たな販売チャネルを確保していくことを目指します。基本的な事業モデルとしては、株式会社ASKを通じて石油元売りのLED照明導入可能店舗の情報入手し、当社が営業活動を行い、当社が既存のLED照明事業の仕入ルートからLED照明を仕入れ、直接もしくは石油元売りの系列企業を通じて、LED照明を顧客であるSSに販売していく形態となります。

当社が株式会社ASKから業務委託を受け、一部事務所の共同運営を行い、当社の人員の一部(現在5名程度を想定)を株式会社ASKに出向させることで、当該人員が「車検ハンター」システムの販売を行います。当社は株式会社ASKより月額固定の業務委託料として共同運営する事務所経費と人員数見合いの経費を受領するとともに、当該人員が行った販売実績については、当社を通じた販売とするか、または一定割合の手数料を受領することとなります。なお、当該人員について、一時的に当社のLED事業における人員が不足した場合には、当社が有償で活用できることで了解を得ています。

なお、これらの事業構造の組み替えにおいては、今後の関係者および石油元売りとの交渉を残している部分もあり、現在、想定している事業モデルを修正する可能性があります。

また、当社と尾上氏とは本件協議と並行して、当社の資金調達手段を検討してまいりました。必要資金の総額につきましては、上述の施策を講じ、LED事業の収益力強化と新規事業として「車検ハンター」システム販売を立ち上げることで、収益力を向上させていくとともに、「車検ハンター」システム販売に関する業務委託を行う形で当社の余剰人員の出向を受け入れていただくことや、地方営業所の共同運営することで事務所費を負担していただくことにより、当面の販管費負担の一部を業務委託費として株式会社ASKに負担していただくことで、平成24年6月期の黒字化を果たしていく計画を描いていく予定であります。平成23年4月以降に支払済みの経費等に充当したつなぎ資金借入の返済35百万円に今後のLED商品仕入代金を加えた必要資金の総額は、平成24年6月までに約120百万円となると試算いたしました。

その試算を受け、尾上氏に取りまとめでいただいた結果、事業パートナーとなる株式会社アールアンドアール、株式会社ASKを無限責任組合員とし、株式会社ASKの取締役である小池氏を業務執行組合員兼無限責任組合員とするNR投資事業組合を新規に設立し、同組合で別件新株式および本新株予約権を引き受けていただくことのできる了解を得ることが出来ました。

さらに、別件新株式発行までの間の資金繰りを維持するために、株式会社ASKから平成23年5月10日付金銭消費貸借契約に基づき、つなぎ運転資金として200百万円の融資が実行されており、新株式引受後には一旦完済するものの、当社の資金繰り維持のために、必要に応じて追加融資の検討を行う旨の了解を得ております。

当社といたしましては、上述の通り、単独で業績を急回復させ、上場を維持することが極めて困難な状況に陥っており、早急に業績向上ならびに自己資本充実に資する施策を講ずる必要に迫られております。金融機関からの融資が困難な状況の中で、当面の資金繰りの安定化を図り、財務基盤を拡充し、LED事業の存続ならびにその販路の維持、収益確保につながる新規事業の早期立ち上げによる当社収益基盤の安定化を企図し、LED事業および新規事業である「車検ハンター」システムの販売事業が軌道に乗るまでの運転資金の確保を目的とした、エクイティファイナンスによる早急な資金調達を実施することが不可欠であると判断し、平成23年6月3日開催の当社取締役会において、平成23年6月29日に開催する臨時株主総会における特別決議議案として第三者割当による別件新株式の有利発行に関する議案の決議を得ること、および本新株予約権の発行に関する議案の決議を得ることを前提として、本新株予約権の発行および別件新株式の発行を決議いたしました。

- (3) 「明かりレンタル」：株式会社ヤマダ電機グループとの共同事業として展開を進めている倉庫や工場の天井を中心とした高所に用いられている水銀灯などに代替させる大型LED照明機器等のレンタル事業。水銀灯は電力消費量が特に大きいため、LED照明への代替による電気料金の削減効果が大きいことから、エンドユーザーはLED照明の導入によって削減される電力料金の一部を見合とするレンタル代金を支払う契約を結ぶことにより、初期導入費用を負担せずにLED照明を利用することが出来るもの。近時は、設置条件によっては直管型蛍光管を用いたレンタルスキームで採算に乗るケースも出始めており、高所、一般店舗等、幅広く営業を進めていく方針。

(2) 第三者割当による新株式および新株予約権の発行による資金調達方法を選択した理由について

当社は今回の資金調達に際し多様な手段を検討いたしました。既存株主様の希薄化を回避するために金融機関との融資交渉も進めてまいりましたが、平成22年6月以降、継続企業の前項に関する重要な疑義の存在、平成22年11月以降の名古屋証券取引所の上場廃止基準への抵触、赤字継続による純資産の減少など、当社の経営状況は平成22年9月6日の増資時点よりもさらに悪化しており、追加借入は事実上不可能であり、既存の有利子負債の返済も必要な状況が継続しております。一方、エクイティファイナンスについては、当社の経営状況に鑑みれば、公募増資は当社が期待する資金調達が成立する可能性はほとんどないものと言わざるを得ず、資金調達方法として、第三者割当による新株式発行を選択する以外に手段が無いものと判断し、引受先を探してまいりました。上場廃止の懸念が存在する中では、第三者割当による新株式発行でさえ困難な状況でありましたが、アドバンストアイ株式会社から紹介を得た尾上氏の紹介により、平成23年4月に当社の代表取締役社長溝邊と取締役北山が、資金調達先候補として株式会社ASKの代表取締役高坂宏氏、取締役小池一淑氏と面談いたしました。その後、交渉の結果、尾上氏の提案に基づく第三者割当による新株式の引受および本新株予約権の引受について了解を得ることができました。

本新株予約権が行使された場合に増加する株式にかかる議決権の個数20,000個については、平成23年3月29日現在の総株主の議決権の個数59,561個に対する希薄化率33.58%と25%以上であります。さらに別件新株式の発行により新たに増加する株式にかかる議決権の個数47,057個を含めれば、その議決権の個数の合計は67,057個となり、平成23年3月29日現在の総株主の議決権の個数59,561個に対する希薄化率は112.59%となります。

ただし、本新株予約権の発行と別件第三者割当による新株式発行を実施したとしても、当社株式の市場評価が高まらなければ、引き続き時価総額基準に基づく上場廃止のリスクは払拭できる保証がないことも事実であります。

しかしながら、別件新株式の発行により足元の資金繰り懸念が払拭されるとともに、平成23年6月期の債務超過転落の懸念がなくなること、平成23年7月以降、SS向け販路拡大を含むLED事業の本格的な成長および株式会社ASKと共同で展開を予定している「車検ハンター」システム事業による収益力強化により黒字回復の可能性が高まること、およびこれらにより

財務基盤・収益基盤が改善され株式市場及び金融機関からの信頼を回復することができる可能性があること、本新株予約権の発行により平成24年6月期中の追加的な資金調達が可能になること等、本新株予約権の発行と別件新株式の発行を行わない場合に対して、当社の既存株主様の得られるメリットは非常に大きいものと判断しております。

なお、一連のエクイティファイナンスにおいては、主に別件新株式発行による資金調達を行うものですが、平成24年6月期中の安定的な資金繰り維持の観点から、機動的な資金調達の余地を確保するために本新株予約権の発行を行うものであります。本新株予約権については、平成23年6月3日に業務提携契約を締結した株式会社ASKと株式会社アールアンドアールが主要出資者となっているNR投資事業組合を割当予定先としておりますが、LED事業と「車検ハンター」システム事業が軌道に乗るまでの安定的な資金繰り維持のため、割当予定先からの機動的な資金調達が可能となる一方、既存株主においては、権利行使までは希薄化が発生しないメリットがあります。(但し、権利行使がなされない場合には、別の方法による資金調達が必要となります。)当該新株予約権は、一定以上の当社株価下落時には、当初行使価格で強制的に権利行使しなければならない条項が付されており、割当予定先にとっては非常に厳しい条件となっております。したがって、割当予定先の主要出資者としても当社企業価値を向上させる意思が強く働くことが想定されるため、既存株主にとっても希薄化を上回る株主価値の向上が期待できます。一方、万一権利行使がなされない場合には、商品仕入などに対応すべく、別途借入等による資金調達を行わなければならない場合、借入コストなどの費用の発生や、本新株予約権の実施目的である、機動的な資金調達が必ずしも出来ない場合が考えられます。

以上により、本新株予約権の発行および有利発行による別件新株式の発行に伴って大規模な希薄化が生じることとなりますが、別件新株式の発行について会社法第200条第2項に規定される割当予定先にとって特に有利な条件の募集株式の発行決議を行い、同時に株式会社名古屋証券取引所の定める適時開示等規則第34条の規定による、本新株予約権および別件新株式発行についての既存株主に対する直接の意思確認を行うため、平成23年6月3日開催の当社取締役会において、平成23年6月29日に開催する臨時株主総会における決議を得ることを前提として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書(平成22年9月29日提出)および四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成23年6月3日提出)までの間において、変更がありました箇所については下線を付しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成23年6月3日)現在においてその判断には変更は無く、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成23年6月3日)現在において当社が判断したものでございます。

『有価証券報告書の「事業等のリスク」』

(1)～(6)略

(7)その他

配当政策について

当社は、設立以来現在に到るまで、財務体質の強化と積極的な事業展開に備えるため利益配当は実施しておりません。しかしながら株主の皆様に対する利益還元は最も重要な経営課題の一つと認識しております。今後は、当社の事業拡大に努めるために内部留保を充実させることを勘案しながら、各期の経営成績を考慮に入れて積極的に利益還元について検討してまいり所存であります。

潜在株式について

当社は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づいて、平成16年7月30日開催の各臨時株主総会の特別決議に基づき、いずれも当社取締役並びに従業員の業績貢献及び経営への参加意識を高めるため、新株予約権(以下、「ストック・オプション」という。)を付与しております。現在付与しているこれらのストック・オプションが行使された場合、1株当たり株式の価値は希薄化します。また、ストック・オプションの行使によって発行された当社株式の売却に伴い、短期的な需給バランスの変動が発生し、株価形成に影響を及ぼす可能性もあります。なお、平成23年3月29日現在の発行済株式総数59,899株に対して、ストック・オプションによる潜在株式数は46株となっております。

第三者割当による新株式の発行および新株予約権の発行について

平成23年6月3日開催の当社取締役会において、平成23年6月29日開催の臨時株主総会での株主への意思確認を前提として、今後の業績向上に向けた事業活動に必要な資金調達を第三者割当増資による新株式の発行によって行うことを決議しました。当該株式の発行により新たに増加する株式にかかる議決権の個数は47,057個であり、平成23年3月29日現在の発行済株式総数にかかる議決権の個数59,561個に対して79.01%に相当し、1株当たり株式の価値が希薄化する恐れがあります。また、平成23年6月3日開催の当社取締役会において、平成23年6月29日開催の臨時株主総会での決議を前提として、新株予約権を発行することを決議しました。当該新株予約権が全て行使された場合に増加する議決権個数の合計は20,000個であり、これを新株式の発行とあわせると、新たに増加する可能性のある株式にかかる議決権の個数は合計67,057個であり、発行済株式総数にかかる議決

権の個数59,561個に対して112.59%に相当し、1株当たり株式の価値が希薄化する恐れがあります。
資金調達リスクについて

平成23年6月3日開催の当社取締役会での決議により、平成23年6月29日開催の臨時株主総会での株主への意思確認を前提として、今後の業績向上に向けた事業活動に必要な資金調達を第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行によって行うことを決議しました。割当予定先は、新株予約権の行使につき、前向きな姿勢ではありますが、当社株価が当該新株予約権の行使価格を上回らない場合、または、強制行使価格まで下落しない場合等何らかの要因により行使が行われずまたは行使が進まないリスクがあります。

2. 臨時報告書の提出

A 当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成22年10月5日に関東財務局長に提出しております。
その報告内容は次のとおりです。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年9月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 第10期(自平成21年7月1日至平成22年6月30日)計算書類承認の件

第2号議案 監査役2名選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	33,222	88	0	(注)1	可決 99.74
第2号議案					
中 紀人	33,221	89	0	(注)1	可決 99.73
笠原 造	33,222	88	0		可決 99.74

(注)1 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。

B 当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成22年10月20日に関東財務局長に提出しております。

その報告内容は次のとおりです。

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

当該異動により主要株主でなくなる者

トライハードNOAH投資事業有限責任組合

当該異動により主要株主となる者

岩田 昇

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

トライハードNOAH投資事業有限責任組合の所有議決権の数

異動前 8,481個

異動後 - 個

トライハードNOAH投資事業有限責任組合の総株主等の議決権に対する割合

異動前 14.2%

異動後 - %

岩田 昇の所有議決権の数

異動前 - 個

異動後 8,481個

岩田 昇の総株主等の議決権に対する割合

異動前 - %

異動後 14.2%

(3) 当該異動の理由及び年月日

当該異動の理由

平成22年10月19日において、トライハードNOAH投資事業有限責任組合が岩田昇へ当社普通株式を譲渡したことによります。

当該異動の年月日

平成22年10月19日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額171,549,745円
本報告書提出日現在の発行済株式総数59,899株
本報告書提出日現在の総株主等の議決権総数59,561個

C 当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成23年2月22日に関東財務局長に提出しております。
その報告内容は次のとおりです。

(1) 代表取締役の異動

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	所有株式数 (数)
渡邊 豊 (昭和36年6月27日)	取締役	代表取締役社長	2,423
溝邊 乃利雄 (昭和37年10月5日)	代表取締役社長	取締役	15,870

(2) 当該異動の年月日

平成23年1月17日

(3) 新たに代表取締役となる溝邊乃利雄についての主要略歴

昭和62年4月	日東化成株式会社 入社
平成3年2月	株式会社大成公告社 入社
平成8年5月	有限会社グループ・アシスト設立 同社代表取締役就任
平成12年2月	有限会社ビート設立 同社代表取締役就任
平成14年4月	株式会社ビートに組織変更 同社代表取締役就任
平成15年7月	有限会社グループ・アシストを株式会社アドフォーラムに組織変更 同社取締役就任
平成22年3月	株式会社ファーストテクノス 取締役就任
平成22年4月	株式会社スタートライン 取締役就任
平成22年4月	株式会社アトシア 取締役就任
平成22年9月	株式会社ノア 取締役就任
平成23年1月	株式会社ノア 代表取締役社長就任

D 当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成23年3月1日に関東財務局長に提出しております。

その報告内容は次のとおりです。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年2月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役として、藤田人司、山口克自の2氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)	
					賛成比率	可否
第1号議案	29,529	24	0	(注)1	99.92%	可決
第2号議案						
藤田 人司	29,528	25	0	(注)2	99.92%	可決
山口 克自	29,526	27	0		99.91%	可決

(注)1 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日	平成22年9月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第11期第3四半期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日	平成23年5月13日 関東財務局長に提出
四半期報告書の訂 正報告書	事業年度 (第11期第3四半期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日	平成23年5月19日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 9月29日

株式会社ノア
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長澤正浩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 尾関純

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノアの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノアの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ノアの平成21年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討するこ

とを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ノアが平成21年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年9月29日

株式会社ノア
取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員
業務執行社員
指定社員
業務執行社員

公認会計士

公認会計士

三浦 昭彦 印

富岡 慶一郎 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノアの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノアの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は前事業年度に引き続いて重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では企業継続の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年9月7日開催の取締役会において、日本エーエム株式会社との間でLED照明販売事業に関する業務提携を更に強化する業務提携契約を締結することを決議し、同日業務提携契約を締結し、翌8日より当該業務提携を開始している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社の平成22年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ノアが平成22年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書の付記事項に記載のとおり、会社は平成22年9月7日開催の取締役会において、日本エーエム株式会社との間でLED照明販売事業に関する業務提携を更に強化する業務提携契約を締結することを決議し、同日業務提携契約を締結し、翌8日より当該業務提携を開始している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月17日

株式会社ノア
取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三浦昭彦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 富岡慶一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノアの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年7月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノアの平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月13日

株式会社ノア
取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昭彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 富岡 慶一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノアの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び、四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノアの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度に引き続いて重要な営業損失、経常損失、四半期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上